

社会福祉法人自遊学舎 役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人自遊学舎（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 役員等とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その職務のために、理事会又は監事監査、評議員会への出席、その他の職務執行を行ったときは、報酬として源泉所得税控除後の金額で日額5,000円を役員会等の開催当日やその他の職務執行を行った時に支給する。ただし、この法人の常勤職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この報酬は支給しない。なお、理事長が法人の常勤職員を兼務しない場合、報酬として月額200,000円を支給する。

また、評議員選任・解任委員についても、役員等に準じた支給額とする。

(報酬の額の決定)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 理事長を含む全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。
- 3 全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。
- 4 全評議員選任・解任委員の報酬総額は、年間5万円以内とする。

(報酬等の支給の方法)

第5条 報酬は、役員会等の開催当日、その他の職務執行の都度、現金または銀行振込をもって本人に支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和元年6月16日定時評議員会終結後より施行する。
 この規程は、令和4年6月26日定時評議員会終結より改定する。
 この規程は、令和7年6月15日定時評議員会終結にて改定し、令和7年4月1日より
 遡及し施行する。